

○議事日程

令和5年3月9日（木） 午前9時00分開議

- 日程第 1・諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること  
について
- 日程第 2・議案第 3号 開成町こどもの医療費の助成に関する条例を制定す  
ることについて
- 日程第 3・議案第 4号 あじさいのまち開成自治基本条例の一部を改正する  
条例を制定することについて
- 日程第 4・議案第 5号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条  
例を制定することについて
- 日程第 5・議案第 6号 開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す  
る条例の一部を改正する条例を制定することにつ  
いて
- 日程第 6・議案第 7号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例を制定することについて
- 日程第 7・議案第 8号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例を制定するこ  
とについて
- 日程第 8・議案第 9号 開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定  
することについて
- 日程第 9・議案第10号 開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制  
定することについて
- 日程第10・議案第11号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を  
制定することについて
- 日程第11・議案第12号 開成町道路占用料徴収条例及び開成町水路及び認定  
外道路に関する条例の一部を改正する条例を制定す  
ることについて
- 日程第12・議案第13号 令和4年度開成町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第13・議案第14号 令和4年度開成町介護保険事業特別会計補正予算  
（第3号）
- 日程第14・議案第15号 令和4年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理  
事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15・議案第16号 令和4年度開成町水道事業会計補正予算（第2号）

- 日程第16・議案第17号 令和5年度開成町一般会計予算について  
 日程第17・議案第18号 令和5年度開成町国民健康保険特別会計予算について  
 日程第18・議案第19号 令和5年度開成町介護保険事業特別会計予算について  
 日程第19・議案第20号 令和5年度開成町給食事業特別会計予算について  
 日程第20・議案第21号 令和5年度開成町後期高齢者医療事業特別会計予算について  
 日程第21・議案第22号 令和5年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計予算について  
 日程第22・議案第23号 令和5年度開成町水道事業会計予算について  
 日程第23・議案第24号 令和5年度開成町下水道事業会計予算について

○本日の会議に付議した事件  
 議事日程に同じ

○出席議員（11名）

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 下山千津子 | 2番 佐々木昇  |
| 3番 武井正広  | 4番 前田せつよ |
| 6番 星野洋一  | 7番 井上三史  |
| 8番 山本研一  | 9番 石田史行  |
| 10番 井上慎司 | 11番 湯川洋治 |
| 12番 吉田敏郎 |          |

○説明のため出席した者

- |                  |       |                   |       |
|------------------|-------|-------------------|-------|
| 町長               | 府川裕一  | 副町長               | 加藤一男  |
| 教育長              | 井上義文  | 参事（兼）<br>企画政策課長   | 田中栄之  |
| 参事（兼）<br>参総務課長   | 中戸川進二 | 防災安全課長            | 小玉直樹  |
| 財務課長             | 高橋清一  | 総合窓口課長            | 土井直美  |
| 税務課長             | 山口哲也  | 福祉介護課長            | 奥津亮一  |
| 参事（兼）<br>子育て健康課長 | 小宮好徳  | こども政策担当課長         | 田中美津子 |
| 街づくり推進課長         | 柏木克紀  | 区画整理担当課長          | 井上昇   |
| 産業振興課長           | 熊澤勝己  | 参事（兼）<br>環境上下水道課長 | 井上新   |

参 事 ( 兼 ) 岩 本 浩 二 生 涯 学 习 课 长 高 桥 靖 惠  
学 校 教 育 课 长  
会 计 管 理 者 石 井 直 树

○議会事務局

事 務 局 长 远 藤 直 纪 书 记 佐 藤 久 子

○議長（吉田敏郎）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和5年開成町議会3月定例会議（第3日目）の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（吉田敏郎）

なお、本定例会議においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、議場内は原則マスク着用とします。ただし、議員、町執行側ともに登壇の上、発言される場合は、マスクを外すことを許可しております。また、着座での発言を許可しております。

では、直ちに日程に入ります。

日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

議案の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。人権擁護委員のうち、一人の任期が令和5年6月30日をもって満了になるため、その後任者として引き続き同人を法務大臣へ推薦したいので、議会の意見を求めます。

なお、今回推薦したい辻村進さんは、平成20年から5期15年にわたりまして人権擁護委員として人権啓発活動や相談活動等に従事されています。現在では西湘二宮人権擁護委員協議会の会長として法務局との連絡調整役を担うなど、組織の運営に携わっておられます。また、自治会長をはじめとする自治会役員や消防団員等を務められるなど地域にも貢献されており、人格、見識とも高く、人権擁護に対し理解があり、再任が適切と考え提案するものであります。任期は、令和8年6月30までの3年間です。

参考までに略歴を添付しておりますので御参照ください。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決を行います。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘

れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって推薦者を適任と認めることに決定をいたしました。

日程第2 議案第3号 開成町こどもの医療費の助成に関する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。こどもに係る医療費の助成対象年齢を拡大し、従前の所得制限を撤廃することにより、こどもを養育している者等の経済的負担の軽減を図り、こどもの福祉の増進に資することを目的として、開成町こどもの医療費の助成に関する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

それでは、本条例について御説明いたします。

改正の内容は3つございます。1つ目は、助成対象の小児の年齢を15歳の中学校修了までから18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者までに引き上げることです。2つ目は、現在3歳以上の小児を養育する者に設けております所得制限を0から2歳児同様に撤廃することです。3つ目は、条例中の「小児」の名称を平仮名の「こども」に変更するものです。

次に、改正の主な理由ですが、こちらも3点ございます。1点目は、本来、医療費助成は国が全国一律の制度として措置するべきものであります。しかし、国は現在に至っても依然として何らの対策も示しておりません。そうした中で、子育て支援策の一環として既に県内町村は本町を除く全ての団体で所得の制限を撤廃、市においても多数の市において所得の制限を既に撤廃あるいは撤廃を予定しており、これ以上、本町のみが従来所得制限を存続すると明らかに町民の不利益になってまいります。

2つ目は、子ども・子育て支援法においては、子どもとは18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者と規定しています。また、第2条の基本理念において、子ども・子育て支援給付、その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならないと規定しております。

したがって、本町においても、社会経済情勢が大きな転換期を迎えつつあるこのタイミングで、町の子ども・子育て支援策として重要な位置づけを持つ本事業の対

象を15歳の中学修了から18歳まで拡大することが今後の積極的な子育て支援策を進める上で重要な措置であると考えられます。

3点目として、令和5年度から県が当該事業に対する補助対象範囲を小学校就学前から小学校卒業までに拡大することを決定したため、本町においても今後の財源確保が見込まれることとなったこととさせていただきます。

それでは、条文の説明をいたします。1ページ進んでいただきまして、2ページを御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町こどもの医療費の助成に関する条例。

開成町小児の医療費の助成に関する条例の全部を改正する。

第1条、目的です。この条例は、こどもを養育している者等に対して医療費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、こどもの福祉の増進に資することを目的とします。

第2条は定義です。この条例において「こども」とは、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。

2項1号と2号と3項、4項は、この条例において「こどもを養育している者」の定義です。内容については、現行条例と同様でございます。

第3条は、この条例により医療費の助成を受けることができる者を規定しております。

2項の1号から4号では、医療費の助成を行わないこどもの規定で、現行条例と同じでございます。

3ページに進んでいただきまして、第4条では、15から18歳の町内に居住する者のうち、誰にも監護されていない場合に助成対象とする旨の特例規定でございます。

第5条から第11条までは、現行条例と同様です。第5条は助成の範囲、第6条は助成の方法、第7条には医療証の交付、第8条、届出の義務、第9条は譲渡または担保の禁止、第10条、助成費の返還、第11条は委任で、この条例の施行に対し必要な事項は別途規則で定める旨の規定です。

附則、施行期日。1項、この条例は、今後システム改修や関係機関との調整等に要する時期を勘案して、令和5年10月1日から施行します。

次のページを御覧ください。2項、3項は、経過措置として本条例の改正により名称変更するものについて記載しております。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

議員番号4番、前田せつよでございます。

こどもの医療費の助成に関する拡大については、私も含め複数の同僚議員が一般質問等々で議論、また提案をしていたことでございますので、本当に待ちに待ったというところが私の今、実感するところでございます。条例の中で詳細確認をさせていただきたいところがございますので、質問をいたします。

開成町こどもの医療費の助成に関する条例の目的、第2条2の(2)、「父母に監護されず又はこれと生計を同じくしないこどもを監護し、かつ、その生計を維持する者」と。このところが大変肝になって、とても大切な部分であるかと思うところでございます。この件も含めまして、この条例、この文言について、課内で、庁舎内で議論等々、何かございましたら、この辺の裏づけたるもの、また、具体的にこれは何を示すのかということ、事例を含めて、さらなる御説明を頂戴したいと思います。

○議長（吉田敏郎）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの前田議員の御質問にお答えいたします。

第2条の2号につきましては、こちらにつきましては、事情があつて父母ではなく祖父母等に監護されている者という状況で想定してございます。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

祖父母等ということの監護ということの事例を含めた、今、御答弁をいただいたわけですが、私の理解の中では、例えば、既に父母等とは生計を別にされて、また一人で18歳になる以前でも仕事に従事して生計を立てているとか、18歳以前であっても婚姻をされて父になり母になり。ですから、自分も18歳未満である、子どもも生まれていると。そのような状況の町民に対しても、この条例が適用されるという認識を持っておるところでございますが、その辺について確認をさせていただきます。

○議長（吉田敏郎）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの前田議員の御質問にお答えいたします。

義務教育を終えた後の15歳から18歳ということで、先ほど議員おっしゃったように、例えば、家庭の事情、経済的事情で、父母の元を離れて一人で生計を維持したりしなければならない状況にあるお子さんということで、条例中ですと第4条ということで、第4条の中の1号、2号、3号ということで、例えば、養育されていない子どもでも、1号としては15歳に達する日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以降の、この第1号の中で、1号、2号、3号に当てはまるお子さん。

開成町に住んでいて、この対象年齢に当てはまる、そして何人からも監護されない者ということで、親元を離れて例えば働きながら学業を積んでいる方等も、この年齢に当たる方については、しっかり、それほど経済的に余裕があって生活している状況ではないということも想定いたしまして、この第4条を設けてございます。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

第4条の部分でということで、今、御答弁いただきました。

最初の条例の説明を担当課長がなされたときに、「15歳、中学校修了まで」というような。また、こどもの医療費に関しては、とかく今までを振り返ると、先ほどの県の対応ですと小学校修了まで、中学校修了までというように、そういう学校教育施設の名前が先んじて言葉として飛び交う状況もございますので、この「こどもの医療費の助成に関する条例」に限っては、しっかりと18歳と。この数字のものをしっかりと周知するということがとても大切になってくることだと考えますので、18歳まで、高校生までというのではなくて、「18歳まで」というキーワードをしっかりと町内に周知を図っていただきたいと申し上げます。

あと一言ございますれば、それで終わりにします。

○議長（吉田敏郎）

回答はよろしいですか。

○4番（前田せつよ）

一言いただければ、それで終わりにします。

○議長（吉田敏郎）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

御意見、御助言、ありがとうございます。やはり多くの方が高等学校教育を受ける時代ではございますけれども、「高等学校卒業」というキーワードというのはできるだけ使用せず、「18歳の」というところで年齢で周知等、こちら意識しながら行っていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございませんか。

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。

今の担当課の説明で、提案の趣旨等はよく分かりました。この内容は令和4年3月の定例会で同僚議員が質問しましたけれども、そのときの町長答弁では、「小児医療費助成制度についても前述のとおり順次拡大を図っており、現時点では小児医療費助成の対象年齢の拡大を行う考えはありませんが、今後、町の第六次総合計画



や第3期子ども・子育て支援事業計画の策定を行う中で、開成町らしい子育て支援策について検討していきます」というものでした。小児医療費助成の対象年齢の拡大を行う考えはありませんという答弁が、なぜ急に1年で変わったのか。

また、このときおっしゃっていましたが、「開成町らしい子育て支援策について検討していきます」と言われていますけれども、「開成町らしい子育て支援策」について、小児医療費のほかにどのような支援策を検討されたのか、町長に伺います。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

この施策だけの話ではなくて、全ての町の施策の内容、それをいつ実行するかというのが一番、町長の大事な仕事。決断するという。世の中の大きな動きを見ると、まず一番先にあると思うのです。例えば、東日本大震災が起きたとき。あれから世の中の流れというのは、国も含めて大きく防災体制の考え方や見方も変わりました。それを受けて県、町も、町にとって地域防災計画のほか、見直しをしたり、また、放射能の関係があってエネルギーも原発から再生エネルギーへと。日本だけではなく世界も含めて大きく世の中が変わったときに、そのときに国や県の動きを見ながら、また近隣の動きを見ながら、町としてどう判断をして方向性を定めていくか、そういう判断をすることが町長の一番大事な仕事だと私は思っています。そういう意味も含めて、今、日本初のZEB庁舎もできた。

今、コロナで、全世界がどういう対応をするかと。国の動きや県の動き、様々あって、それぞれ町がその中でどうやって、ワクチン接種も含めて、様々、経済対策も含めてやってきたか。町によって様々、やり方、時期、判断、みんな違ってくると思うのです。違っていいのではないかなと。

今回を含めて、全てにおいて、いつ、どのような施策を実施したら一番効果的なのかと。その判断をするのが町長だし、それはその時々によって、状況によって変わってきて、変わってくることが何もおかしいことでは私はないと思っています。今、この判断を、この施策を、こども医療費に関してすることが、開成町の将来にとって、開成町の保護者を含め子どもたちにとって一番いいと判断した中で、今回条例を提案させていただいたというふうにとりいただければと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。

答弁の大半が私の質問に全く関係ないようなお話をされていますけれども、一番聞きたかったのは、開成町らしい子育て支援策を、ほかにどんなことを検討したのかというのが今の答弁で分かった人がどれだけいるか、非常に疑問です。ただ、これ以上言ってもしょうがないと思うので、次に行きますけれども。

町長の1年前の答弁では、「小児医療費助成制度は本来、体力や免疫機能が未熟であり、感染症などでも適切なケアをしないと急激に重症化する乳幼児の特徴から、保護者の経済的理由から医療受診をされないということによる乳幼児の病気の重症化予防事業として始まったものであります。しかしながら、少子対策としての意味合いが強くなり、市町村間での競争をあおる結果ともなっており、子どもの生命と健康に直接関わる施策として、本来、国の責務として全国一律の制度設計がなされるべき対策であると考えております。神奈川県市町村会を通じて、県に対して全国的な制度設計を進めることについて引き続き要望してまいります。」という発言がありました。

私は、この発言、大変筋が通っていて、すばらしい発言だなと当時は思っていました。子どもの命と健康に直接関わる施策として、本来、国の責務と全国一律の制度がなされるべき施策という考えは、今、どうなったのですか。お伺いします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

今でも国がやらなければいけないものと、そういう判断はしています。しかし、現実的にそこが進んでいない中で、開成町の状況、近隣も含めて、どう判断するかというのはすごく重要な事項だと思っています。それはそれとして、きちんと国に対して県町村会を含めて意見を言うことは言う。そういう中で、県も今回、小学校6年生まで医療費を伸ばしたと。様々なことをやっている中で、今、県も判断をして、このような無償化の部分も出てきた。

そういう状況状況によって変わってきている中で、開成町も今回は所得制限を撤廃し18歳までと。それが開成町の子育ての大変重要な施策の一つとして受け止めてもらえるような発信をしていくということが、これからの開成町の将来にとっても大事なことだという判断をした中で、今回提案をさせていただいております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

もう一回質問のチャンスがありますので、もう一回伺いますけれども、今の言われることはよく分かりますし。ただ、私が一番ここで言いたかったのは、今、国会でも予算委員会の中で、少子化対策として、子育て支援というのはすごくいろいろな角度からいろいろな方策を検討されているさなかであります。そうした中で、町長が「開成町らしい子育て支援策について検討していきます」とおっしゃっていますから、どんなことを当町としては考えられたのか。

町長は、こんなこともやったらどうだ、あんなこともやったらどうだ、いろいろな選択肢の中から、取りあえず今回は、まずはこれをやっていこうという判断をされたと思うのですけれども、今、国会で論議しているようないろいろな子育て支援

策というのをどう考えられて、具体的にどんな案が出たのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

国の議論している部分と町の何を具体的に判断して実行するかという、それは別の話だと私は考えています。国は国で、決まったら決まった中で、町はそれに対して対応しますけれども、それ以外で町の部分としてできることはたくさんあるはずで。我々は末端の現場ですので、多くの町民の皆さん、子育てをしているお母さんたちと直接会っていろいろな意見を聞くわけですので、それに沿ったきめ細かな対応策というのは様々出てくると思います。

今、駅東側の子育て支援センターの改修をしておりますけれども、この部分においても、やはり開成町の子育ての中の位置づけの部分において、ここを拡大してやったほうが今の開成町の子育て支援については開成町らしいだろうという判断の中で今やっているわけです。

第五次総合計画の中で様々な子育て支援政策をやりながら、ここに来て病児保育ほか様々、新たなことを開成町としてやっている部分がありますので、それをさらに上乘せしていく部分において、今回、大事な施策だということで提案をさせてもらっています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございますか。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

今回、施行期日が10月1日となっております。同じように、この近隣で中井町が今回の議会で18歳までとして、報道では7月から。ああ、すみません。失礼しました。では、もう一回いいですか。すみません。

施行期日が10月1日となっておりますが、近隣の中井町でも報道では18歳ということで、7月からこれを始めると出ておりますが、なぜ開成町は10月なのでしょう。そして、開成町は7月ではできないのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの御質問にお答えいたします。

開成町においては、比較いただいた中井町と子どもの人数がかなり違うというところがございます。安全にしっかりとシステムの改修を行い、そして地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域医療を担う関係機関のところと調整をした上で、住民の方にしっかりと周知した上で、これは申請を、どの保険に加入しているか。やはり

今、医療証を発行していない新規の方につきましては、しっかり申請をしていただく必要がございます。その手続を受けまして医療証を確実に発行しスタートするところにおいては、しっかりと準備して10月ということで事務方としては計画を立ててございます。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

最初の説明の中では10月というのはシステム改修と関係機関との調整というお話がありましたけれども、今の回答ですと、中井町に比べて人数が多いので、申請してもらわなくてはいけないので10月にしたということなのですが、そうすると、これは、もっと人数が多いところというのは、もっと期間というのはかかってしまうということなのですかね。例えば、大きな市だとかというのは。今回は半年取っておりますが、では、例えば、今1万8,000人の開成町でそういったことであれば、例えば20万人いた場合には、もっと先までかかってしまうとか、そういったことなのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの議員の御質問にお答えします。

人数だけが問題ではなく、先ほど施行日についてはシステム改修や関係機関等の調整等ということで、そのほかたくさん、それに向けての準備が発生するということで、拙速な計画はやはりミスを招いてしまうということで、確実にしっかりと必要な方に情報提供をし、申請を受けた上でこの事業を。せっかく所得制限を撤廃し、受りたい人、子どもたちの健康というところで全ての町民がしっかりと安心して医療を受けられる制度ということで、半年は準備をしっかりと行っていくために10月ということで算段いたしました。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

分かりました。そうすると、開成町としては中井町と同等に3か月でそれを準備することはできないということですね。

○議長（吉田敏郎）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの議員の御質問にお答えします。

できないではなく、10月からの準備をする、スタートするということで、できないということではなく、10月までにしっかりと準備を進めるということでございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。いいですよ、もし言いたいことがあったら、もう一度どうぞ。許します。もう一回、どうぞ。

○3番（武井正広）

ありがとうございます。4回目を許していただけるということで。

今の課長の答弁ですと、できないわけではないと。安全面を含めて、半年見るということです。ここがすごく微妙な話でして、これは結構政策的な、大切な、来年度予算も含めたときの政策になってくると。町長もそうおっしゃっているのだと思うのですが、そうなったときに、もし3か月で準備ができるのであれば、同じ10月1日施行ということであっても、例えば新しいリーダーが考えるなどということだっただけでできなくはないわけです。ですから、私は3か月なのか6か月なのかというところを今聞いているのです。

当初、町長も「新しいリーダーに」という言葉が多々議会の中でもありました。そして、任せていけるようなところもつくっていききたいというお話もありました。ですから今回こういったことを聞いたのですが、3か月で、できないこともないということですね、今のところは。もう答弁は。では、お願いします。

○議長（吉田敏郎）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

この事業を遂行するに当たっては、半年間の準備が必要でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございますか。

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

条例の第1条、目的のところ質問させていただきます。2行目の「こどもの福祉の増進に資することを目的とする」とあるのですが、これまでの小児医療費助成の条例のときでは、この文言が「こどもの健康の増進に資する」とされてきました。この「健康」という言葉から「福祉」という言葉に変わった、この部分というものがこの条例の理念であるのかなと思っているところなのですが、まず、「健康の増進」でなく、なぜ「福祉の増進」に文言を変えたのかということと、この条例を制定するに当たり、この文言も含めて思いのようなものがあれば、ぜひお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

健康から福祉というところの視点に文章を変えたというところにおいては、より広く、子どもたちの生活とか健康を含む福祉という、より視点の大きなものに変えた見方としていくというところで位置づけさせていただきました。

○議長（吉田敏郎）

課長、思いのほうはどうか。思い。

○こども政策担当課長（田中美津子）

思いといたしましては、やはり開成町にもともと住んでいる方、これから開成町を選んで住んでいただける方が子育てを安心してするというところにおいて、今、先ほど申しあげました健康というスタンスというよりは、もっと広い、安心・安全というところの広い視点での、より大きな福祉というところの視点、子育て支援というところで。開成町に、より住んでいてよかったと認めていただける町民が、次、子どもたちを二人、三人産んでいただいて、ここで生活してよかったなと思えていただけるような1つの事業となるといいなと思いつつ、この条例をつくらせていただきました。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

町長。

○町長（府川裕一）

以前、井上議員からは、こういう条例で補助金を出すのもいいのだけれども、それに併せて、子どもたちが健康でいる施策も併せてやる必要があるのかなという意見をいただいた記憶があるのですけれども、この部分も入っていると私は理解しています。何かあったときを含めて、こういう補助制度があるという安心感。

それとは別に、ふだん子どもたちが健康でいられるようなものを併せて施策として様々やっていくというのがすごく重要になってくると思うので。それは、この補助制度をつくったから、それでいいという話ではなくて、併せて開成町の子どもたちが健康に育つような施策をやっていくというのがすごく重要になってくると思いますので、そういう意味も含めて、今度はもっと広い意味の福祉も併せて入れたという認識でいいのかなと私は思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

井上慎司議員、よろしいですね。

ほかに質疑はございますか。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

2番、佐々木昇です。

1点だけ確認させていただきたいのですけれども、この条例ですけれども、附則、条例施行は令和5年10月1日からということですのでけれども、これが認められた後

に、この施行日というのを変えることは可能ですよね。その辺、確認させてください。

○議長（吉田敏郎）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの佐々木議員の御質問にお答えいたします。法制執務的な立場で、私からお答えさせていただきます。

仮に、この後、条例がお認めいただいた場合には、10月1日施行ということが前提条件の中に含まれて可決ということに、仮に、される場合にはなろうかと思えます。したがって、施行期日を改正、また新たに定めるということであれば、改めて、また10月1日より前に改正するという手続を取るべきと考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員、よろしいですか。

○2番（佐々木 昇）

はい。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

8番、山本研一議員、どうぞ。どちらの討論ですか。

○8番（山本研一）

名前を先に言わせてもらっていいですか。名前を。8番、山本研一です。

○議長（吉田敏郎）

質問ですか。

○8番（山本研一）

いや、質問ではありません。討論です。反対の立場で討論したいと思います。

○議長（吉田敏郎）

はい。どうぞ。

○8番（山本研一）

日本の昨年、令和4年の出生数が80万人を割ったという衝撃的な報道があり、そのような中で子育て支援の施策は大変重要であると考えます。今回提案のあったことも医療費助成の年齢を18歳までに拡大するという条例制定は、子育て世代の経済的支援として大変ありがたい支援策の一つであることは間違いなく、私も大賛成であります。

しかしながら、子育てへの経済的支援策は医療費助成の拡大に限らず、給食費の無

償化に向けた一部公費負担化など保護者の皆さんからは大変強い要望があることも事実であり、また、国からも異次元の少子化対策として本気で具体的対策に乗り出す方針が示されております。

そのような中で、医療費助成の拡大にとどまることなく、開成町の子育て支援策を給食費の無償化に向けた取組や国の支援策などを含めて総合的にしっかり議論し、決定すべきではないかと考え、実施が10月ということであれば、町長も議員も任期の迫った今会議で慌てて決めるのではなく、次期新体制の中で保護者の皆さんの御意見にもしっかり耳を傾け、給食費や国の対策などと一緒に改めて十分論議しても決して遅くはないとの判断から、医療費助成の年齢を18歳までに拡大するということには賛成するものの、この会議での採択には反対します。

以上で反対討論を終わります。

○議長（吉田敏郎）

ほかに討論のある方、いらっしゃいますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

それでは、ほかに討論がないようですので採決を行います。

議案第3号 開成町こどもの医療費の助成に関する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ごさいませぬです。それでは、採決を締め切ります。

（賛成多数）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成多数によって可決されました。

日程第3 議案第4号 あじさいのまち開成自治基本条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。個人情報の保護に関する法律が地方公共団体に直接適用されることに伴い、あじさいのまち開成自治基本条例の個人情報の保護に関する規定を改正する必要があるため、同条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

それでは、議案第4号 あじさいのまち開成自治基本条例の一部を改正する条例を制定することについての概要を御説明いたします。

情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として個人情報保護とデータ流



通の両立が求められていること等から、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正をされています。

従来は、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等については、それぞれ個人情報保護に関する規定、運用等に相違がございました。今回の法改正により、改正個人情報保護法が個人情報保護に関する全国的な共通ルールとなっております。令和5年4月1日以降は、開成町にも法が直接適用されることになります。このことに伴い、あじさいのまち開成自治基本条例において個人情報保護について定めた第26条を改正するものでございます。

それでは、2ページにお進みください。

開成町条例第 号。

あじさいのまち開成自治基本条例の一部を改正する条例。

あじさいのまち開成自治基本条例（平成20年開成町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

個人情報の保護を規定する第26条につきまして、改正前下線部分を改正後下線部分に改正をするものでございます。

附則です。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第4号 あじさいのまち開成自治基本条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第4 議案第5号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。国家公務員の俸給表の構造や水準を踏まえ、本町の一般職給料表を職務給の原則をより一層徹底したものとするほか、所要の改正を行いたいので、開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

それでは、議案第5号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、御説明をさせていただきます。

まず、今回の条例改正の概要について御説明申し上げます。

本町の一般職給料表は8級制を採用し、国の行政職俸給表（一）を援用しつつ、一部の職務の級において国の最低号俸を下回る月額区分を定める下ばき、国の最高号俸を上回る月額区分を定める継ぎ足し、国の複数の級を合わせて一つの級とする合成の構造アレンジを行っておりますが、このことが国との給与カーブとの比較において特定の級が国の複数の級をまたがるいびつなカーブを描いていることなどの課題が原因となっております。今回の条例改正につきましては、これらの給与制度における課題を解消し、職務と責任に応じた給与制度とするため、一般職給料表を改正するものでございます。

それでは、1ページお進みいただきまして2ページを御覧ください。条例案となっております。

開成町条例第 号。

開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

開成町職員の給与に関する条例（昭和39年開成町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の第1の定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項を次のように改める。

別表第1の一般職給料表のうち、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の給料月額を記載のとおり改めるものでございます。

なお、縦に1、2、3、4と記載されている部分が号給の表記、その右側から順に1級、2級、3級、4級、5級、6級、7級、8級の給与月額となっております。本来ですと別表第1の一般職給料表の全部改正を行うところでございますが、令和4年9月定例会議でお認めいただきました開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例において、別表第1の一般職給料表の字句の改正を令和5年4月1日施行により行っておりますので、改正箇所の重複を避けるため別表の一部分を捉えての改正としておりますことを申し添えさせていただきます。

4ページにお進みください。別表第2の級別標準職務表の改正でございます。改正内容といたしましては、役職定年制の施行によりまして管理職である8級または

7級の職員が60歳到達後は6級となることから、6級に「主幹と同等の職務」を追加するものでございます。また、1級の職名を「主事」から「主事補」に改めるものでございます。

附則でございます。第1項は、この条例の施行期日を令和5年4月1日と定めるものでございます。第2項から第4項までは一般職給料表の改正に伴う経過措置を規定するもので、第2項は号給の切替えについて、第3項は号給の調整について、第4項は現給保障について、それぞれ定めるものでございます。

附則別表でございます。附則第2項の規定による号給の切替えについて、その対応関係を規定するものでございます。

なお、議案の最後に参考資料といたしまして一般職給料表の構造に関する資料を添付しておりますが、こちらは現行の号給と改正後の号給、一般職俸給表(一)の号給との対応関係を表にしたものとなっておりますので、御参照いただければと思います。

御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本研一です。

職員の給与に関して、直近で分かる範囲でいいのですけれども、現在のラスパイレス、開成町は幾つですか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの山本議員の御質問にお答えいたします。

令和4年度のラスパイレス指数が100.3ポイントとなっております。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。

ありがとうございます。一応100は超えているようではございますけれども、皆さんも御承知のとおり、今回の春闘で民間企業はかなり大幅に賃上げをするという話になっております。そういう意味からいうと、100を超えていてちょっと安心した部分はありますけれども、基本的には役場の職員の方、公務員というのは、国とか県とか横並びとか、いろいろな制約があって簡単に町だけで決められないことはよく承知しておりますけれども、ただ何らかの動きで、人事院勧告とかいろいろな動きで、もし上昇的改正ができるのであれば、すかさずどんどん提案していただいて、皆さん

が働いただけの対価がきちんと得られるような、そういう賃金体系にぜひしていくべきだと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏郎）

回答。

○8番（山本研一）

答弁はいいです。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第5号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんね。それでは、採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第5 議案第6号 開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。会計年度任用職員の給与水準について、常勤職員との均衡を図るため、会計年度任用職員給料表を改正するほか、所要の改正を行いたいので、開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

それでは、議案第6号 開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、御説明をさせていただきます。

まず、今回の条例改正の概要について御説明申し上げます。会計年度任用職員の給与水準について、常勤職員との均衡を図る必要があることから、先ほどの議案第

5号におきまして本町の一般職給料表を改正したことに伴って会計年度任用職員給料表を改正するものでございます。

それでは、次のページ、2ページを御覧ください。条例案でございます。

開成町条例第 号。

開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年開成町条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正する。

会計年度任用職員の給与からの控除に関して規定する第28条中、給与条例の引用条項のずれを解消するため、第21条を第22条に改めるものでございます。

次に、別表第1の改正でございます。別表第1の会計年度任用職員給料表を、議案第5号において改正した一般職給料表のうち1級から3級までと同一の構造、給料月額とするための改正でございます。

恐れ入ります。ページにつきましては、4ページにお進みください。

別表第2の改正でございます。別表第2の等級別基準職務表の改正でございます。これまでの幼稚園教諭、保育士、栄養士、社会福祉士、保健士などの資格職は一律で3級に位置づけてございましたが、資格ごとに民間給与額に大きな幅があり、それぞれ業務の専門性や困難度に違いがあることなどから、資格職を2級に位置づけた上で専門性の高い業務を行う資格職を3級とするため、等級別基準職務表の改正を行うものでございます。

附則でございます。この条例の施行期日を令和5年4月1日と定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決に移ります。

議案第6号 開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第6 議案第7号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。児童福祉法における懲戒権に関する規定の削除の対応等、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたこと等に伴う所要の改正を行うため、開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

それでは、本条例について御説明いたします。

特定地域型保育事業とは、定員が1から5名までの家庭的保育事業と定員6から19名までの小規模保育事業などがあります。原則として0歳から2歳児の保育を提供するもので、保育の規模が小さいため、職員が病気の場合の代替保育の提供先や3歳以上の受皿として、連携施設を認定こども園や幼稚園または保育所から確保することとなっております。

今回の改正は2点でございます。1つは、著しく困難と町が認めるときに代替保育の提供をしなくてもいい場合に関する規定と、代替保育の提供元として小規模保育事業A型の追加です。もう1つは、児童福祉施設の長に与えられていた懲戒に関する内容を、民法及び児童福祉法の改正によって体罰の禁止が明記されたことによる懲戒に係る内容を削除することです。

現在、開成町内には特定地域型保育事業者はありませんが、国の基準政令の規定に準じて条例を定めていることから、これに準じて改正をするものでございます。

それでは、条文の説明をいたします。1ページ進んでいただき、2ページを御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧ください。右が改正前、左が改正後でございます。

第8条及び第15条は、基準政令の規定に準じて条例下線部分を追加しております。

3ページにお進みいただきまして、第26条の懲戒に係る権限の濫用禁止につきましては、上位法の改正により全文削除いたします。

第42条、特定教育・保育施設との連携の関係についてです。改正前の下線部分の「ただし、離島その他の地域であって」からの文章を開成町の実情に適應しないため削除いたします。

4ページ、5ページ、6ページにわたる2項から5項については、代替保育が困難な場合に代替保育をしない条件、また連携する事業者の詳細を規定しています。

6項、7項の下線部分につきましては、基準政令の規定に準じての変更です。8項は新設となり、保育所型事業所内保育事業が連携施設の確保をしないことができる内容を追加しています。以下、新設により項の繰下げを行っています。

7ページに進みまして附則、この条例は公布の日から施行するとしております。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決に移ります。

議案第7号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

暫時休憩いたします。再開を10時15分とします。

午前10時02分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午前10時15分

○議長（吉田敏郎）

日程第7 議案第8号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定の追加等、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたこと等に伴う所要の改正を行うため、開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

それでは、改正について説明いたします。

今回の改正の内容は2つあります。1つ目が散歩中の園児の交通事故や送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという事案の発生等があり、児童福祉法の一部改正において家庭的保育事業の運営に関する基準に児童の安全の確保をするための安全計画の策定を新たに規定し、計画内容を職員間で共有することや定期的訓練、研修、保護者への説明などにより、その実効性を確保し、定期的見直しをすることとされました。また、自動車の移動等に当たって、安全管理について利用する乳幼児の見落としを防止する安全措置を取る規定を加えるものです。

2つ目は、児童福祉施設事業者に対しては懲戒に係る権限が与えられていましたが、民法及び児童福祉法の改正により体罰の禁止が明記されたことにより懲戒に係る内容を削除するものです。

現在、町内には家庭的保育事業はありませんが、国の基準政令の規定に準じて町条例を定めていることから、これに準じて改正を行います。

1ページ進んでいただき、2ページを御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧ください。右が改正前、左が改正後でございます。

第7条は政令改正による要所の変更です。

3ページの中段、第8条の2は、安全計画の策定の関係についての新規になります。1項で安全計画を策定し必要な措置を講じなければならないとして、2項から4ページの上部4項までは、その内容の追加でございます。第8条の3は自動車を運行する場合の所在の確認として、利用者の移動に自動車を運行するときは点呼等



による所在の確認をすること、2項に送迎目的とした日常運行に対して見落としを防止するブザー等装置を備えるほか、確認を行うことの追加です。

第11条、ほかの社会福祉施設を合わせて設置するときの設備及び職員の基準についての改正です。

第14条、懲戒に係る権限の濫用について、全文削除いたします。

5ページに移りまして、第15条、衛生管理等です。改正前の「必要な措置」の具体的内容を追加しております。

5ページの第29条から第49条までは、小規模保育事業A型及び事業所内保育事業の設備の基準改正による内容を修正するものです。

9ページ最下段、附則でございます。施行期日、10ページに進んでいただきまして、第1項、この条例は公布日から施行する。ただし、8条の次に2条を加える規定、第11条及び第15条の改正規定は令和5年4月1日から施行すること。

第2項では、自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置として、令和6年3月31日までの間の措置内容を規定しております。

説明は以上でございます。審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第8号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第8 議案第9号 開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定の追加等、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたこと等に伴う所要の改正を行うため、開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

それでは、本条例について御説明いたします。

主な改正のポイントは3つです。1つ目は、令和4年度の児童福祉法の一部改正において、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育事業の運営に関する基準においても児童の安全の確保をするために安全計画の策定を追加し、計画内容を職員間で共有することや、定期訓練、研修、保護者への説明などにより、その実効性を確保し、定期的な計画の見直しや変更をすることです。2つ目が、事業所外での活動の際に自動車の運行をする場合の安全管理について、利用する児童の見落としを防止する安全措置を取る規定を加えるものです。3つ目は、感染症や災害など非常時の業務の継続や業務再開に向けた業務継続計画の策定を行い、必要な措置を講ずることを新たに追加するものです。

それでは、1ページ進んでいただきまして条文の説明をいたします。

開成町条例第 号。

開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第7条の2を御覧いただきまして、こちらは安全計画の策定等に関して、安全計画を策定し必要な措置を講じなければならないとして、2項から4項にその内容を新規に追加するものです。第7条の3は自動車を運行する場合の所在の確認です。利用者の移動等にあつて、自動車を運行するときの安全管理について規定を加えるものです。

第13条の2、業務継続計画の策定の関係です。感染症または非常災害など非常時の業務の継続や業務再開に向けた業務継続計画の策定を行い、必要な措置を講ずることとして、1項から3項ではその内容についての追加です。

第14条2、衛生管理等については、改善前の必要な措置の具体的な内容を追加しております。

4ページ目、施行期日です。第1項、この条例は令和5年4月1日から施行する。第2項は、安全計画の策定に係る経過措置について記載しております。

説明は以上でございます。審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野洋一です。

第7条3の中の記事で、中盤のところの利用者の乗車及び降車の際に、点呼及びその他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により利用者の所在の確認をしなければならないとなっておりますが、実際、点呼がまだ残っていて、幼稚園バスだと必ず装置を入れなくてはいけなくなるはずなのですが、このところを実際に運用する場合においては、これを点呼でやるのか、実際に安全装置をつけるのか。今までも幼稚園バス等で亡くなった事例がたくさんありますので、その辺のところを実際の運用においてはどのように考えているか、その辺をお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの星野議員の御質問にお答えいたします。

今回、学童保育ということで、自分で意思を発することができる学齢期においてということで、点呼等で児童の確認を行うということで、ブザー等、未就学児に対する規定のようなブザー等の設置は設けられてございません。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野です。

確かに、学童等ということで、つけなくてもということになるのでしょうかけれども、まだ小さい子どもたちもいる、1年生とかね、そういう方もいる場合に限っては、できるだけ私はつけたほうが良いと思っているのですが。これからのその辺のところの先行き、できるだけ安全にしていきたいなということを申し添えて終わりにいたします。

○議長（吉田敏郎）

ほかにございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第9号 開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタン

を、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ないですね。それでは、採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第9 議案第10号 開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。健康保険法施行令等の一部改正が行われ、出産育児一時金の額が引き上げられたことから、本町の国民健康保険における出産育児一時金の額についても同様の措置を講ずることとしたいので、開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

総合窓口課長。

○総合窓口課長（土井直美）

それでは、開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、説明させていただきます。

国は、妊産婦の経済的負担軽減のため、出産育児一時金の支給額を令和5年4月1日から8万円引き上げ、産科医療補償制度対象分を含め50万円とする健康保険法施行令等の一部改正政令を1月に閣議決定し、2月1日に公布いたしました。これにより町の条例も同様の措置を講じるため、現支給額42万円を50万円に引き上げる条例の一部改正を提案するものです。

それでは、議案を御覧ください。

開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

開成町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正する。

右の表が改正前、左が改正後です。

第7条、「被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として50万円を支給する」と改正いたします。

附則でございます。施行期日は、令和5年4月1日から施行いたします。経過措置として、改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例によります。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第10号 開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。押し忘れは、ごさいませぬです。それでは、採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第10 議案第11号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。国民健康保険税の課税額に関する規定について、地方税法の根拠条項を引用する形式に改める等の所要の改正を行いたいので、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

総合窓口課長。

○総合窓口課長（土井直美）

それでは、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、説明させていただきます。

本年1月27日、国は令和5年度の国保料について、高所得者の付加限度額と低所得者の軽減判定所得の基準額を引き上げる国民健康保険法施行令を閣議決定し、2月1日公布いたしました。これに伴い、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を提出させていただくものです。

今回の改正による付加限度額の引上げは、高所得層に応分の負担を求め、負担感が重いと言われる中間所得層の保険税負担をできる限り緩和するというものでございます。限度額は段階的に引上げされており、令和5年度の付加限度額は基礎課税額のうち後期高齢者支援金分20万円から22万円と2万円引き上げるもので、そのほかは据置きのままです。

この付加限度額改正については段階的に引き上げられており、毎年改正されてお

ります。そのため、この規定について地方税法の根拠条項を引用する形式に改めるよう、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を御提案するものでございます。

それでは、議案を御覧ください。

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

開成町国民健康保険税条例（昭和31年開成町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正する。

表を御覧ください。右が改正前、左が改正後でございます。

第2条2、下線部の基礎課税額「65万円」と規定している部分を「地方税法第703条の4第11項に規定する額」とし、その額を超える場合においては、基礎課税額を「65万円」から「その額」と地方税法を引用した形式に改正します。

第3項の後期高齢者支援金等課税額「20万円」が、今回の改正で22万円に引き上げられた部分でございます。こちらの条文を「法第703条の4第19項に規定する額」と地方税法を引用する形式に改正し、後期高齢者支援金等課税額を「20万円」から「その額」と改正します。

第4項の介護納付金課税額、第24条の国民健康保険税の減額についても、同様に地方税法を引用した形式に改正いたします。

第26条2項、特例対象被保険者等に係る申告について、雇用保険法施行規則の一部改正に伴い、非自発的失業者に係る特例被保険者からの届出について、これまでの雇用保険受給資格者証に加え雇用保険受給資格通知を用いることも可能とする規定を追加するものです。

附則でございます。施行期日、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。経過措置として、この条例による改正後の第2条第2項から第4項まで及び第24条第1項の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第11号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長 (吉田敏郎)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第 1 1 議案第 1 2 号 開成町道路占用料徴収条例及び開成町水路及び認定外道路に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長 (府川裕一)

提案理由。占用物の性質を鑑み、占用者の許可更新手続に係る費用の負担の軽減を図るため、開成町道路占用料徴収条例及び開成町水路及び認定外道路に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 (吉田敏郎)

細部説明を担当課長に求めます。

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長 (柏木克紀)

それでは、議案第 1 2 号につきまして御説明をさせていただきます。

今回の条例改正の趣旨を御説明いたします。平成 2 1 年 7 月に制定しました開成町道路占用料徴収条例第 7 条に規定する占用許可の期間及び開成町水路及び認定外道路に関する条例第 5 条に規定する許可の期間を、道路法及び道路法施行令との整合を図るため改正するものです。

それでは、1 ページお進みいただき、2 ページを御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町道路占用料徴収条例及び開成町水路及び認定外道路に関する条例の一部を改正する条例。

第 1 条は、開成町道路占用料徴収条例の一部改正でございます。占用許可の期間を規定しております第 7 条第 2 号を改正するもので、国の行う事業のための道路占用等以外の占用について、その期間を改正前、改正後の下線に示すとおり 3 年から 5 年に改めるものです。

第 2 条は、開成町水路及び認定外道路に関する条例の一部改正でございます。許可の期間を規定しております第 5 条を改正するもので、許可の期間を改正前、改正後の下線に示すとおり 3 年から 5 年に改めるものです。

附則を御覧ください。この条例の施行期日を令和 5 年 4 月 1 日と定めるものです。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 (吉田敏郎)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

(「なし」という者多数)

○議長 (吉田敏郎)

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。  
（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第12号 開成町道路占用料徴収条例及び開成町水路及び認定外道路に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第12 議案第13号 令和4年度開成町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

予算書の説明を順次、担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

それでは、議案第13号 令和4年度開成町一般会計補正予算（第9号）について御説明させていただきます。

資料については、3ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入になります。2款地方譲与税、3項森林環境譲与税から20款諸収入、4項の雑入までの補正額の計7,294万5,000円です。

次に、資料4ページを御覧ください。

歳出になります。2款総務費、1項総務管理費から13款予備費、1項予備費までの補正額の計7,294万5,000円です。歳入歳出ともに7,294万5,000円を増額補正いたしまして、合計額は75億1,100万4,000円とするものでございます。

次に、5ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正です。今回は追加で7件ございます。上段から、2款総務費、1項総務管理費、事業名、電算システム管理費、金額、165万円です。その下、3款民生費、1項社会福祉費、事業名、福祉会館管理費、金額、111万6,000円です。その下、4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、金額、6,367万円です。その下、7款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、町道維持管理事業費、金額、258万7,000円です。

その下、7款土木費、3項河川費、事業名、水路維持管理事業費、金額、709万5,000円です。その下、7款土木費、4項都市計画費、事業名、駅前通り線周辺地区土地整理事業費、大変申し訳ございません、最後のところについて、事業「費」の1字を追加してお読みいただきたいと思います。大変失礼しました。



金額については9,340万円です。その下、9款教育費、5項幼稚園費、事業名、幼稚園管理運営関係費、金額、35万円です。合計額は1億6,986万8,000円です。

それでは、補正予算の詳細を歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明させていただきます。

9ページを御覧ください。2、歳入でございます。

○産業振興課長（熊澤勝己）

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税です。こちらにつきましては、譲与税の基準であります開成町の農業従事者、町の人口が増えたため増額になるものです。

○財務課長（高橋清一）

次に、6款法人事業税交付金、項・目共に法人事業税交付金でございます。説明欄、法人事業税交付金、2,000万円の増額です。こちらは、令和4年12月までの実績と、これからの交付額の見込みから増額するものでございます。

次に、7款地方消費税交付金、項・目共に地方消費税交付金でございます。説明欄、地方消費税交付金、2,000万円の増額です。こちら、令和4年12月までの実績と、これからの交付額の見込みから増額するものでございます。

次に、10款地方交付税、項・目共に地方交付税、説明欄、普通交付税、6,171万4,000円の増額です。こちらは、国の補正予算により普通交付税の再算定が行われ、普通交付税が増額になることから補正いたします。

○こども政策担当課長（田中美津子）

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、3節児童福祉費負担金、説明欄、子どものための教育・保育給付費交付金、1,800万円の減額です。こちらは、民間保育所へ保育給付として支払う歳出の減額に伴い、所要額見込みの変更交付申請により国の負担額が変更になるため、ここで減額補正するものです。補助率は2分の1です。

○福祉介護課長（奥津亮一）

続きまして、2項国庫補助金、3目民生費国庫補助金、12節住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付費補助金、説明欄、同様でございます。金額、1,690万円の減額でございます。こちらは住民税非課税世帯等に対して10万円を給付する事業でございましたが、ここで事業が完了し額が確定したため減額するものでございます。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

1ページ進みまして、6目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金、説明欄、社会資本整備総合交付金、408万2,000円の減額でございます。こちらにつきましては、交付金が確定したことによる減額でございます。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

続きまして、7目教育費国庫補助金、説明欄、こどもの安心・安全対策支援事業

補助金、35万円でございます。子どもの安全対策を強化するため送迎バスの安全装置改修等を支援し、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安を解消することを目的に交付されるもので、当町では開成幼稚園で運行する園児送迎用バス2台分、1台当たり17万5,000円を上限に35万円の交付を見込んでございます。

その次、説明欄、教育支援体制整備事業費交付金、25万円でございます。幼児教育の質の向上のため、環境の緊急整備を行うことによりまして質の高い環境で子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的に、新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品の購入費等を対象に、定員60人以上の1施設当たり交付上限額50万円に補助率2分の1を乗じた25万円が交付されるものです。用途につきましては、歳出側で説明をいたします。

続きまして、その下、学校保健特別対策事業費補助金、270万円になります。令和4年度学校保健特別対策事業によりまして、感染症流行下において、各学校が感染症の影響を最小限にとどめつつ学校教育活動を継続できる環境を維持するため、学校の感染者等の発生に伴う対応やその後の学校教育活動の継続等に要する取組、効果的な換気対策に係る取組の実施等、学校教育活動体制の整備を支援する経費が補助されるもので、補助率は2分の1、補助額の内訳は各校90万円の計270万円となります。用途につきましては、歳出側で説明をいたします。

○こども政策担当課長（田中美津子）

次に、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、3節児童福祉費負担金、説明欄、子どものための教育・保育給付費交付金、700万円の減額です。こちら、保育所へ支払う歳出側の減額に伴いまして所要額見込みの変更申請により県の負担額が変更になるため、減額補正をするものでございます。補助率は4分の1です。

○産業振興課長（熊澤勝己）

続きまして、17款寄附金、1項寄附金、4目農林水産業費寄附金、10万6,000円、説明欄、あじさい維持管理事業寄附金。こちらにつきましては、今年度開催しましたあじさいまつり期間中での募金、また、あじさいまつり出店者2団体からの寄附金を入金するものです。

続きまして、5目商工費寄附金、21万3,000円、説明欄、あしがり郷瀬戸屋敷維持管理事業寄附金。こちらにつきましては、瀬戸屋敷開園期間中に募金されました額を寄附金として入金するものでございます。

○参事兼子育て健康課長（小宮好徳）

その下、6目になります、衛生費寄附金、1節保健衛生費寄附金、説明欄、新型コロナウイルス感染症予防事業寄附金、55万5,000円の増額になります。こちらは、件数は2件でございます。こちらの金額を保健衛生総務費に充当させていただいてございます。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

続いて、その下、教育振興事業寄附金、2万9,000円でございます。篤志家の方からの教育振興への寄附金3万円となります。

○産業振興課長（熊澤勝己）

その下、20款諸収入、3項貸付金元利収入、1目中小企業小口資金融資預託金収入、109万円。こちらにつきましては、中小企業小口資金の預託金の増額に伴いまして、そちらの年度末に返済されるものの収入の増でございます。

○総合窓口課長（土井直美）

次のページ、諸収入、雑入、1目雑入、4節衛生費雑入、後期高齢者保健事業補助金でございます。令和4年度に新設された補助金で、後期高齢者保健事業に対して補助されます。補正額100万円でございます。

○生涯学習課長（高橋靖恵）

続きまして、9節教育費雑入、説明欄、ジュニアリーダー研修参加者負担金、40万円の減です。こちらは、幕別町交流事業の参加者負担金となっています。新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止したための減額となっております。

○参事兼子育て健康課長（小宮好徳）

その下、2目になります、過年度収入、1節過年度国庫支出金精算金、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金精算金、984万8,000円の増額でございます。こちらは、令和3年度の実績に伴う精算金となります。

歳入は以上でございます。

1枚おめくりいただきまして、歳出となります。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

それでは、12ページ、歳出に移らせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄、総務事務費、例規集システム更新業務委託料、47万円の増額でございます。こちらは、当初70件で見込んでいた例規集データベースの更新件数が109件で確定したため、不足する予算について増額するものでございます。

○財務課長（高橋清一）

次に、4目財産管理費です。説明欄、公共施設整備基金積立金、1億円の増額です。こちらは、今後の公共施設の老朽化対策のため基金を積み立てるものでございます。積立て後の金額は6億9,000万円です。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

次に、5目企画費、24節積立金です。こちらは、まち・ひと・しごと創生基金に100万円を積み立てるものでございます。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

続きまして、7目電算管理費です。説明欄、電算システム管理費、サーバ等電算機器賃借料、174万6,000円の減額でございます。こちらは令和4年度の執行残を減額するものでございますが、要因といたしましては、2種類の機器のリース方式の調達に当たり、世界的な半導体不足により部品調達に大幅な遅延が生じた

ことから、今年度のリース期間の短縮に伴った予算を減額するものでございます。

○こども政策担当課長（田中美津子）

その下、12目諸費、22節償還金、利子及び割引料、説明欄、過年度分精算金、1,211万7,000円です。令和3年度分の起債の3つの補助金等につきまして、実績報告により受け入れた金額と確定額の差額を返還するものでございます。

○参事兼子育て健康課長（小宮好徳）

その下になります。過年度分精算金、1,304万1,000円になります。こちらは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金精算金でございます。こちらも、令和3年度の実績に伴う精算金となります。

○総合窓口課長（土井直美）

その下、2款総務費、1目戸籍住民台帳費、説明欄、戸籍住民台帳事務費、175万3,000円の減。こちらは、当初、戸籍住民台帳事務費で計上していました会計年度任用職員の報酬等について、個人番号カード交付事務費へ移行した分について減額するものです。

その下、次のページのその下になります、証明書交付関係費でございます。窓口キャッシュレス決済導入業務委託料、122万2,000円の減。6月に導入いたしましたキャッシュレス決済機器等の導入費が当初予算を下回ったため、減額するものでございます。

○福祉介護課長（奥津亮一）

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄、介護保険事業特別会計繰出金、635万6,000円の増額でございます。こちらは、介護保険事業特別会計における保険給付費等の増額補正に対して、一般会計から法定分を繰り出すものでございます。

その下の5目障害者福祉費、説明欄、地域生活支援事業費、53万8,000円の増額でございます。こちらは、地域生活支援事業のうち、当初見込みよりも利用料が増加となりました移動支援事業及び日中一時支援事業に係る扶助費を増額するものでございます。

その下の10目令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付関係費、説明欄についても同様でございます。金額、1,690万円の減額でございます。こちらは歳入でも御説明しましたが、本事業、10万円の給付をする事業がここで完了しました。執行残が見込まれておりますので、その分を減額するものでございます。

○こども政策担当課長（田中美津子）

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、説明欄、民間保育所等運営支援事業費、保育所入所児童委託料、2,500万円の減額です。こちらは、保育所等への委託料として支払う保育給付費について、予算額と直近の支出想定額との差額を減額補正するものでございます。

その下、子ども家庭総合支援拠点運営事業費、こどもに関するデータ連携調査業

務委託料、305万円の減額です。予算額と執行額の差額を減額するものでございます。

○総合窓口課長（土井直美）

次のページになります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、説明欄、後期高齢者人間ドック助成金、40万円の増でございます。後期高齢者人間ドック助成金の申請件数が当初の見込みを上回ったため増額するものでございます。令和4年度の助成件数は当初91名を見込んでおりましたが、2月には97名の申請があり、3月までの申請見込み分を含め増額するものでございます。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

3目環境衛生費、説明欄、斎場事務関係費の斎場事務委託料、20万3,000円。こちらは、電気代高騰による増となっております。

その下、ごみ処理関係費の足柄西部清掃組合負担金、639万7,000円。こちらにも、主な増額理由といたしましては電気代高騰による増額となっております。

○産業振興課長（熊澤勝己）

続きまして、5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、説明欄、町の花あじさい維持管理事業費積立金、10万6,000円。こちらは、歳入で御説明しましたあじさい維持管理事業費寄附金を積み立てるものでございます。

その下、森林環境譲与税積立金、147万2,000円。こちらにつきましても、歳入で林業従事者、また人口増に伴う譲与税の入金の増に伴いまして積み立てるものでございます。

その下、6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、説明欄、中小企業支援事業費、中小企業小口資金融資預託金、109万円の増額です。こちらにつきましては、国の新型コロナウイルス感染症に伴う融資、また神奈川県原油・原材料高騰による融資が令和4年にほとんど終わったことにより、町の中小企業小口融資の貸付けが増額したため、預託金を増額するものでございます。

その下、3目観光費、説明欄、あしがり郷瀬戸屋敷運営事業費積立金、こちらにつきましても、あしがり郷瀬戸屋敷維持管理事業に伴う寄附金を積み立てるものでございます。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

1ページ進みまして、7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費です。説明欄、町道改良事業費、町道用地購入費、183万6,000円の減額でございます。こちらは、用地交渉を進めております町道204号線において、交渉状況を踏まえた中で今年度の用地購入費を減額するものでございます。

続いて、3項河川費、1目河川維持費です。説明欄、水路整備事業費、水路測量業務委託料、267万3,000円の減額でございます。こちらは、入札における落札差金による減額でございます。

続いて、4項都市計画費、1目都市計画総務費です。説明欄、都市計画推進事業費、都市計画基礎調査業務委託料、243万3,000円の減額でございます。こ

ちらにつきましても、入札における落札差金による減額でございます。

○防災安全課長（小玉直樹）

続きまして、8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、説明欄、常備消防事務委託料、2,393万4,000円の減額でございます。令和3年度の小田原市広域消防事業特別会計の決算額が確定したことにより、減額するものでございます。主な要因としましては、大きな災害等がありませんでしたので職員手当等の減によるものでございます。令和4年度第4期分で調整いたします。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

続きまして、16ページをお願いします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、説明欄、育英奨学金関係費積立金、24万円でございます。令和4年度の奨学金につきまして、当初額を上回ったため24万円を増額して育英奨学基金に積み立ていたします。積立て後の育英奨学基金の現在高は2,373万円となります。

続きまして、教育振興基金積立金、2万9,000円でございます。歳入で御説明さしあげた教育振興を目的とした寄附金につきまして、教育振興基金に積立てをいたします。積立て後の教育振興基金の現在高は128万円となります。

その下、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費、590万1,000円でございます。令和4年度教育支援体制整備事業費交付金に係ります、小・中学校の要望に基づく消耗品や備品等を購入するものでございます。3校の事業費の上限は小・中学校各180万円で、合算した計540万円が補助対象経費となります。

用途につきましては、消耗品として、これまで同様にアルコールやペーパータオル、給食時のゴム手袋等に加えまして、全教室に空気中に含まれる二酸化炭素濃度を見える化し、効率的な換気を行い省エネルギーを推進するためのCO<sub>2</sub>モニター等を購入するための消耗品費、合計306万円、備品購入費といたしまして、主に職員室及び図書室に設置予定のCO<sub>2</sub>センサー附属の空気清浄機20台、また老朽化による幼稚園の給食配膳台1台の購入費、合わせて284万1,000円となります。

続いて、2項開成小学校費、2目教育振興費、説明欄、体育教科バス使用料、158万4,000円の減額でございます。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして開成小学校におけるプール授業を行わなかったことから、他市施設へのバス使用料を減額するものでございます。

続いて、5項幼稚園費、1目教育振興費、説明欄、幼稚園管理運営関係費、園バス安全装置購入費、35万円でございます。送迎用バスに置き去りにされた子どもの死亡事案等を受けまして、学校安全特別対策事業費補助金を活用した園児の登下校時のさらなる安全確保を目的といたしまして、幼稚園バス2台を対象に国土交通省策定のガイドラインに準拠した車内点検支援装置を設置するものです。設置時期は、おおむね令和5年6月を予定してございます。

○生涯学習課長（高橋靖恵）

17ページになります。6項社会教育費、1目社会教育総務費、説明欄、社会教育事務費として会計年度任用職員報酬、221万7,000円の減、職員手当等、44万4,000円の減、費用弁償、5万3,000円の減です。こちらは、社会教育専門員1名の雇用を予算化していましたが、再任用職員を充てたための減額となります。

続きまして、同じく説明欄の青少年健全育成推進事業費、201万7,000円の減です。こちらは、幕別町交流事業のための補助金となっています。新型コロナウイルスの影響により事業を中止したための減額となっております。

続きまして、2目公民館費、説明欄、図書室運営事務費として会計年度任用職員報酬、130万円の減、職員手当等、41万7,000円の減です。こちらは、新型コロナウイルスの影響により図書室の事業の中止などをしたための減額となっております。

続きまして、7項保健体育費、2目体育施設費、説明欄、夏季プール開放事業費として消耗品費、3万8,000円の減、保険料、1万5,000円の減、プール管理業務委託料、233万円の減です。こちらは、新型コロナウイルスの影響により開成南小学校のプール開放事業を中止したための不用額の減額となっております。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

続きまして、11款諸支出金、1項公営企業支出金、1目水道事業支出金、説明欄、水道事業会計補助金、1,010万7,000円。こちらは、昨年12月議会において水道事業に係る電気代の補正を水道事業会計にて補正を行いました。その後、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となったことから、一般会計からその分を企業会計への補助金として補正をするものでございます。

○財務課長（高橋清一）

続いて、資料18ページに移ります。

13款予備費でございます。今回の補正による歳入歳出の差額について、予備費を387万7,000円の増額により調整いたします。

御説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

皆さんにお諮りします。今、説明が終わりまして1時間、あと少しでなるのですが、けれども、このまま質疑を続けてよろしいでしょうか。

それでは、説明が終わりましたので質疑を行います。質疑をどうぞ。ございませんか。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

すみません。2番、佐々木昇です。

ページ15ページ、土木費の町道改良事業費、町道用地購入費の中で、ちょっと聞き漏らした点もあるかもしれませんが、こちらは町道の購入を予定していたところが購入できなかったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

購入予定地が購入できなかったというよりは、交渉を今進めております。最終的には購入の手続が終わりました暁にお金を支払うことになってございますが、それが今年度中には終了しないというところから、今年度につきましては減額をさせていただくというところになってございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

ちなみに、これは何メートルぐらいの土地なのか。また、今年度、購入まで至らなかったということが、これはかなり前からある計画ですけれども、計画に何か大きな影響が出るのか、その辺、お聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

すみません。細かい数字の延長、間違えてしまうと申し訳ございませんので、ここで手元にございませんでしたのでお答えはできませんけれども、2筆購入しようとして交渉はしております。その前に補償調査等を行いながら行っておりますので、事業の影響につきましては、それ以外のところを順次進めていきますので、大きな遅れにはつながらないと判断しております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑のある方、いらっしゃいませんか。

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

16ページ、9款教育費、2目教育振興費のところ、開成小学校の水泳授業がなくなったことでバスの使用がなくなったということで158万4,000円、ここに計上されているのですが、今年度の予算のところでは、この事業に関わる別の費用として水泳指導者派遣委託料13万7,000円、プール利用環境整備委託料13万6,000円、体育教科体育施設使用料37万3,000円、合計64万6,000円が計上されていたのですが、今回、プールの利用がなくなったことによって、この64万6,000円というのが今回ここに計上されていないのは、どうい



った経緯でしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えをさせていただきます。

全体的に、今回の減額補正の対象として金額が100万円以上のものということで整理しておりますので、100万円未満のものについては、ここには計上させていただきますいていないというところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

では、この64万6,000円というのは、何か執行されたということではなく、一切執行されずに、最終的な決算のところでは入ってくるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

いいですか。答えられますか。

では、参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございますか。

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本研一です。

随分たくさん補正があるなと思うのですが、ただ、補助金とか交付金が確定したり、そういうやむを得ない事情で変更するというのはしようがないと思うし、金額が、今、いみじくも答弁の中でありましたけれども、額が小さいものについては多少いろいろな事情でしようがないかなとも思うのですが、全体的に1,000万を超えるような内容についての補正については、その理由をしっかりと確認して、再発防止の意味でもちゃんと次年度に向けた手は打つべきだと思います。

その中で、1,000万を超えたのは幾つかあるのですが、先ほどの説明の中で、消防費の約2,400万については割と細かい説明があったので理解しましたけれども、13ページの民間保育所等の運営についての2,500万については、あまり詳しく分からなかったもので、もう一度、できるだけ詳しく説明していただきたいと思うのです。お願いします。

○議長（吉田敏郎）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの御質問にお答えいたします。

保育所入所児童の委託料の減額でございます。令和4年4月に保育所の定員を26名増員いたしました。この中で、町民が全てプラスで、今の定員にプラスした人数ということで入る算段で事業費を組ませていただきましたけれども、コロナ禍において委託料の単価の比較的高い乳幼児さん、小さい年齢につきましては1件当たりの単価、保育所の状況、定員等にもよりますけれども、小さいお子さん、乳幼児さん、0、1、2の小さいお子さんたちが、コロナの感染症等のリスクも勘案したこと、あるいは育児休暇制度等も各会社で整ったというところでありまして、小さい年齢のお子さんの人数等が比較的少なかったこと等が委託料の支出に影響していると現段階では分析しております。

また最終的な3月までの実績を踏まえまして、今回の減額についての分析をしっかりと次につないでいきたいと思っております。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。

小さいお子さんの入園の見込みの数字が違ったという答弁でしたけれども、大体、小さいお子さんの1人当たりというのはお幾らなのでしょうか。見込額として。

○議長（吉田敏郎）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

園の運営の仕方によって、園長の経験年数、あるいは主任保育士、保育士の平均年齢等によりまして、園の基準の年齢の単価がそれぞれ違っております。平均しますと0歳児で18万から23万ほどの、園の規模等によりまして差はございますけれども、1か月当たり委託料単価はその程度、そのくらいの単価になります。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

18万から23万、1人当たり平均でいうとその程度ということで、見込み違いの人数はどのくらいだったのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

今、小さいお子さんというところでしたけれども、すみません、今、数字が具体的に持っておりませんで、具体的に持っていないところについては後で報告させていただきます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

2番、佐々木議員、どうぞ。

○2番（佐々木 昇）

2番、佐々木昇です。

ページ14ページ、農林水産業費の森林環境譲与税積立金ですけれども、現在、積立金は幾らぐらいになるのか、お伺いします。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

議員の御質問にお答えします。

現在、森林環境譲与税の基金の積立てにつきましては0円になっております。今年度の譲与税については、今年度、全額積み立てる予定でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

分かりました。昨年でしたっけ、学童保育の施設建築のときに間伐材とか木材使用ということで使用されたのは、それで使われたということで理解しました。なかなか開成町は使用用途が難しいと思うのですけれども、今後、何か使用用途を考えられていることがあるのか、その辺をお聞きします。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

今の議員の御質問にお答えします。

町としましては、森林環境譲与税につきましては木材の使用ということになりますので、先ほど議員が言われたとおり、昨年の学童施設というところの公共施設で木材を使った場合の使用、もしくは学校施設等で机とか椅子などで木材を使用いただければ、そういうところで譲与税の基金を使用していきたいと考えております。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

分かりました。そういう使用もいいのですけれども、何か今の答弁だと木材使用だけしか開成町ではみたいな答弁に聞こえてしまうのですけれども、ほかにも何か税金の使用用途はあると思いますので、そういうところの検討もぜひ行っていただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

答弁は、よろしいですか。

○2番（佐々木 昇）

いただければ。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

議員にお答えします。

いろいろと御提案、ありがとうございます。今後につきましても、今言った回答以外で利用できるか、森林育成のための学校教育の中でも使えるかどうかということところは今後検討していきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第13号 令和4年度開成町一般会計補正予算（第9号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ごさいませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

暫時、ここで休憩いたします。1時間もう10分過ぎましたので、暫時休憩いたします。再開を1時半とします。

午前11時26分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午後1時30分

○議長（吉田敏郎）

日程第13 議案第14号 令和4年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題いたします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、議案第14号 令和4年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第3

号)を御説明させていただきます。

3ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款国庫支出金から7款繰入金までで、補正額の合計2,569万8,000円、計といたしまして13億2,175万7,000円。

次のページに移りまして、歳出でございます。2款保険給付費から7款予備費までで、補正額合計及び計共に歳入と同額でございます。

今回の補正の内容でございますが、歳出は当初の見込みよりも利用者が増加したことなどによる保険給付費と地域支援事業費の増額補正と、保険給付費等の伸びに対応するため介護保険財政調整基金積立金の増額となります。歳入では、歳出の保険給付費の増額に伴う法定分の国庫負担金などの増額補正となります。

それでは、8ページを御覧ください。2、歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分、説明欄、現年度分介護給付費負担金、901万円の増額。4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分、説明欄、現年度分介護給付費交付金、1,293万3,000円の増額。5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分、説明欄、現年度分介護給付費負担金、655万6,000円の増額。7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分、説明欄、現年度分介護給付費繰入金、598万6,000円の増額。これらにつきましては、歳出の保険給付費の増額に伴い、それぞれの科目を増額補正するものでございます。

続きまして、3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業費交付金、1節現年度分、説明欄、現年度分地域支援事業費交付金、47万3,000円の増額。4款1項支払基金交付金、2目地域支援事業費支援交付金、1節現年度分、説明欄、現年度分地域支援事業費支援交付金、51万円の増額。5款県支出金、1項県負担金、2目地域支援事業費交付金、1節現年度分、説明欄、現年度分地域支援事業費交付金、23万6,000円の増額。7款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業費繰入金、1節現年度分、説明欄、現年度分地域支援事業費繰入金、23万6,000円の増額。これらについては、歳出の地域支援事業費の増額に伴い、それぞれの科目を増額するものでございます。

続きまして、3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目保険者機能強化推進交付金、1節現年度分、説明欄、現年度分保険者機能強化推進交付金、67万6,000円の増額補正、並びに6目介護保険者努力支援交付金、1節現年度分、説明欄、現年度分介護保険者努力支援交付金、94万9,000円の増額補正につきましては、いずれも交付額の決定によるものでございます。

続きまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、7目1節低所得者保険料軽減繰入金、説明欄、低所得者保険料軽減繰入金、13万3,000円の増額。こちらにつきましては、国の低所得者対策による保険料の軽減額が確定したことによるものでございます。

続きまして、2項基金繰入金、1目1節介護保険財政調整基金繰入金、説明欄、介

護保険財政調整基金繰入金、1,200万円の減額。こちらにつきましては、当初、基金からの繰入れを予定していたものを、基金の繰入れの予定がなくなりましたので減額補正させていただくものでございます。

10ページを御覧ください。歳出でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、説明欄、居宅介護等サービス給付費、3,030万円の増額でございます。こちらは、当初の見込みより利用者が増加したことによるものでございます。

続きまして、3目施設介護サービス費、説明欄、施設介護サービス給付費、1,740万円の増額でございます。こちらも、当初の見込みよりも利用者が増加していることが要因でございます。

続きまして、7目居宅介護サービス計画給付費、説明欄、居宅介護等サービス計画給付費、240万円の増額でございます。こちらにつきましても、サービス利用者が当初の見込みよりも増加したことによるものでございます。

続きまして、9目地域密着型介護サービス給付費、説明欄、地域密着型介護サービス給付費、210万円の増額でございます。こちらにつきましても、地域密着型サービスの利用者が当初の見込みよりも増えたことによるものでございます。

続きまして、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、説明欄、介護予防サービス給付費、50万円の増額でございます。こちらにつきましても、当初の見込みよりも利用者が増加したことによるものでございます。

続きまして、3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、説明欄、高額介護等サービス給付費、120万円の増額です。こちらにつきましては、介護サービスを利用する方が増えていることなどから、当初の見込みよりも対象者が増加したことによるものでございます。

11ページを御覧ください。

5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、説明欄、特定入所者介護等サービス給付費、600万円の減額でございます。こちらにつきましては、当初見込んでいたよりも利用者が少なかったことによりまして減額させていただくものでございます。

続きまして、3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、説明欄、介護予防・生活支援サービス事業費、189万2,000円の増額です。こちらにつきましても、当初見込んでいたものよりも利用者が増えてきたものによるものでございます。

続きまして、2項包括的支援・任意事業費、1目地域包括支援センター運営事業費、並びに2目包括的支援事業費、12ページに移りまして3目任意事業費につきましては、歳入の補正による財源更正となります。具体的には、保険者機能強化推進交付金と努力者支援の交付金の関係になります。

続きまして、4款1項基金積立金、1目介護保険財政調整基金積立金、説明欄、介護保険財政調整基金積立金、999万9,000円の増額でございます。今後の保険

給付費及び地域支援事業費の伸びに対応するため増額補正させていただくものでございます。積立て後の年度末の残高につきましては、3億500万円程度となります。

続きまして、7款1項1目予備費、説明欄、予備費、3,409万3,000円の減額でございます。こちらは、今回の補正予算額の歳入と歳出の差額を予備費で調整するものでございます。

御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番議員、前田せつよでございます。

ただいまの介護保険事業特別会計、おおむねの事業内容は全てやはり高齢化、また様々な要因も相まって、ほとんどの事業が利用者がどんどん増えていくという傾向の中で、今回、補正予算の御提案があったわけでございます。ただ、ページ11ページの保険給付費、特定入所者介護サービス費の中の特定入所者介護等サービス給付費の項目にのみ、600万の減額という内容がございました。この辺の要因について、御説明いただければと思います。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

ただいまの特定入所者介護サービス給付費でございますが、令和4年度の当初予算を編成する際に、令和3年度の決算見込みですとか、これまでの決算額、今後の伸び等を勘案した際に、令和3年度の当初予算額とほぼ、すみません、令和3年度当初予算額と同額で令和4年度はいけるということで、令和4年度も令和3年度と同額にさせていただいたところでございます。ただ、実際に令和4年度、実際に利用される方が思ったより減ってきて少なくなってきたということで、実際の執行残が見込まれますので、今回について減額補正をさせていただくものでございます。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

今のお答えですと、令和3年度と同額を見込んでいたけれども、令和4年度はそれよりも少なかったということですけど、その要因をどのように分析なさっているのかというところがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、お答えをさせていただきます。

こちらは、特定入所につきましては利用対象者というのがございます。低所得者と言われている方々になるのですけれども、そういった方々が利用されていたところで、そちらのサービスを使わなくなったということも1つ要因があるのかなど。使わなくなった要因としましては、例えばですと御高齢の方がお亡くなりになったですとか、そういったところで減っていったと、こちらでは考えているところでございます。ですので、当初よりも利用されている人数が減ってきたというところでございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよです。

今、お答えがあったように、低所得者の方がお亡くなりになったり御利用なさらなかったというのが要因ではなかろうかということですが、今後もこの傾向があるのか、たまたま今年度そのような状況になったのか。かなり突き詰めた御質問で申し訳ないのですが、予想的なもので結構でございますので。今のコロナ禍だったり、開成町のこの事業を御利用される方の推計とかというのをきちんと、その辺、考えながら予算というのは立てられていくであろうということを考えて、予想的なもの。また、このような状況が一過性のものなのか、今後も開成町の傾向として特定入所者介護等サービスというのは近隣に比べて利用者が少なくなるのではなかろうかというような、もし、そのような考察がおありであれば、一言いただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、お答えをさせていただきます。

こちらのサービスにつきまして、今年度並びに前年度、その前の年度あたりを比べますと、月額ですね、月の利用料、利用の給付費ですとか対象の人数等に変動がございます。月の利用料金に限って申し上げますと、減ってきている部分がございます。減ってきている理由というのが、利用されている方の介護度ですとか、そういったところも関係してくるとこちらは考えておりますし、今後、こちらがどう推移していくのかというものについては、今、次期計画をつくっている最中でございますので、その辺りで推計なども当然していきますので、そこら辺でも当然、中を精査しながら予算等々もやっていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。よろし



いですか。

(「なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

討論もないようですので、採決を行います。

議案第14号 令和4年度開成町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

(賛成全員)

○議長(吉田敏郎)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第14 議案第15号 令和4年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

区画整理担当課長。

○区画整理担当課長(井上 昇)

それでは、議案第15号 令和4年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計の補正予算(第3号)について、御説明いたします。

3ページを御覧ください。第1表、繰越明許費、2款事業費、1項土地区画整理事業費、事業名、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業費、3億4,570万円でございます。

令和4年度の主な事業費としましては、売却希望者の用地の取得費用を計上しております。交渉者の中には、売却の承諾をいただいておりますが、建物の撤去までに時間を要するなど年度内の完了が見込めない方等がおられるため、次年度へ繰越しをして対応するものです。また、あわせて、土地取得に伴う補償調査委託等も合わせて繰越しをするものです。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(吉田敏郎)

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

3番、武井議員。

○3番(武井正広)

3番、武井です。

今回、3億4,570万円の繰越しということで、今年度当初予算が5億4,935万8,000円ということで、ほとんどが事業費、今おっしゃっていた公有財産購入費もしくは家屋工作物等移転補償費、2億2,592万3,000円と思うのですが、全体からいくと62.9%が繰り越しされたということで、今の説明ですとタイミングの問題で、撤去とかがあるのでずれ込んでいるというお話なのですが、当初予定したとおりの形がある程度、今年度、見込めた上でタイミングがずれているのか、そうではないのかというのは、どうなのでしょう。

○議長（吉田敏郎）

区画整理担当課長。

○区画整理担当課長（井上 昇）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

そうですね。当初予定しております建物や土地の購入については進めておりますが、全てが原因というところでは、やはり土地についてはいろいろな権利とか時間を要するものもございまして、建物だけではなく土地等についても今後、まだ交渉していくといったところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

そうしますと、最初の説明だけではなく、こういった言い方をしているのかどうか分からないのですけれども、遅れてしまっているものもあると。もちろん、この事業自体は、地権者があっての事業ということは当然よく分かっております。私も事あるごとく丁寧に進めてくださいと話をしておりますので、丁寧に進めていくことはいいのですけれども、全体として見たときに62.9%ずれてくるということを考えますと、来年度もかなり大きな予算がついているわけであって、その辺の進捗というのは非常に心配になるところがあるのですけれども、何か進め方に問題があるとか、そういったことはないのですか。

○議長（吉田敏郎）

区画整理担当課長。

○区画整理担当課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

基本的には令和6年まで、令和6年度までは土地のほうの整理をしていきたいというところは当初から考えているところでございますので、先ほど予算の多くのところを占めている用地費等も、その辺のあたりで一度整理をして、その後、区画整理の移転等を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

とにかく丁寧にしていきたいながら、しっかり進めていただきたいというのが。私も、ふだん、あの辺りを歩いたりするのですけれども、これだけのお宅、お家がたくさんあるところを進めていくというのは本当に大変なことだと思います。府川町長も事あるごとく、最近、駅前通り線がこれからの開成町にとっては一番大切だと言っておられます。計画がスタートしたところまでは来ましたが、現実としては、これから多くの地権者の方と交渉しながら、実際、区画を造っていくということが一番大変

なところに来ているのですが、ここで町長も退任されてしまうのですが、今の状況を町長はどういうふうに、ここまで持ってきたけれども、まだこれから大変だという状況をどう考えられますか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

確かに、繰越しが6割を占めているということで、今年度の予算の執行もできなかったということに対して、説明は私もいろいろ受けていますけれども、難しい地権者の交渉をまず先に今やっているところです。そういった中で、基本的には、ほとんど前向きに進んで、先ほど言われたように移転先がまだ、住む家が出来上がって引っ越しができないということの中の様々なことを考慮しながら、丁寧に相手と交渉しながら、配慮しながらやっている中の繰越しであるので、事業が相当遅れているということではないと私は認識をしていますので。これからも職員が丁寧に地権者と交渉しながら、説明しながら、うまく対応しながら進めていくというふうに持っていけると思っています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

それでは、続いて討論を行いたいと思います。討論のある方、いらっしゃいますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第15号 令和4年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

賛成全員によって可決しました。

日程第15 議案第16号 令和4年度開成町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

2ページ目をお開きください。

議案第16号 令和4年度開成町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

今回の補正の概要について説明をいたしますけれども、これは昨年12月の1号補正にて水道事業に係る電気代の高騰分の補正をいたしました。その後、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で電気代の高騰分について交付対象となるという話となりましたので、このことを受けまして、電気代高騰分として増額補正した部分の財源として一般会計より繰り出しを行い財源補填を行うため2号補正を行うものでございます。

中段の収入。第1款水道事業収益、既決額2億6,396万5,000円、補正予定額1,010万6,000円、合計2億7,407万1,000円。第2項、営業外収益、4,641万6,000円、1,010万6,000円、5,652万2,000円。

支出。第11款水道事業費用、既決額2億6,396万5,000円、補正予定額1,010万6,000円、合計2億7,407万1,000円。第3項予備費、既決額2,595万4,000円、補正予定額1,010万6,000円、合計3,606万円。

それでは、6ページをお開きください。令和4年度開成町水道事業会計補正予算（第2号）明細書になります。

収益的収入及び支出。収益的収入。1款水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計補助金、1節一般会計補助金、1,010万6,000円。こちらは、動力費の補填分として一般会計より頂くものでございます。

収益的支出。11款水道事業費用、3項予備費、1目予備費、1節予備費、1,010万6,000円。こちらを予備費に入れるものでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方、どうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、討論に移ります。討論のある方、いらっしゃいますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

それでは、討論もないようですので採決を行いますけれども、議案第16号 令和4年度開成町水道事業会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第16 議案第17号 令和5年度開成町一般会計予算についてから日程第23 議案第24号 令和5年度開成町下水道事業会計予算についてまでを開成町議会会議規則第36条の規定に基づき一括議題とします。

町長に令和5年度開成町当初予算提案趣旨説明を求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

令和5年度開成町当初予算の提案に当たり、町を取り巻く状況の認識と町政運営に対する所信及び施策の概要を説明いたします。

政府の令和5年度の経済見通しによると、我が国の経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いており、各種政策の効果により景気が回復していくことが期待されている一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退の懸念など、国内経済への影響に十分注意する必要があるとされております。

こうした中、国においては「経済財政運営と改革の基本方針2022」で社会課題の解決を経済成長のエンジンとする新しい資本主義の実現に向け、「人への投資と分配」をはじめ「科学技術・イノベーション」、「スタートアップ」、「グリーントランスフォーメーション」、「デジタルトランスフォーメーション」への投資を重点分野と位置づけ、官民連携の下で中長期的かつ計画的に推進するとしています。また、新型コロナウイルス感染症対策については、ウィズコロナの下、国民の命と健康を守りながら感染拡大防止と社会経済活動の両立を図り、次の感染症危機に備え司令塔機能の強化に取り組むとしています。

本町では、第五次開成町総合計画後期基本計画第2期実施計画の2年目となる令和5年度は、将来都市像「明るい未来に向けて人と自然が輝くまち・開成」の実現に向けた施策を着実に推進します。中でも、「未来を担う人を育てる取組」、「脱炭素社会の実現に向けた取組」、「駅前通り線周辺地区土地区画整理事業の推進」の3項目について、特に重点的に取り組むことといたしました。

一般会計予算の総額は69億5,900万円で、前年度に比べ4.2%、2億7,800万円の増となりました。

歳入では、町税が6,912万7,000円増の30億7,631万1,000円で対前年度比2.3%増となり、歳入総額の44.2%を占めています。町民税は、人口増とコロナ禍からの回復による所得の増などから増収を見込み、個人では2,606万9,000円増の11億5,931万4,000円、法人では1,257万円増の2億7,129万円としています。

固定資産税は、市街化区域の住宅開発の進展及びみなみ地区の企業の立地などにより、2,434万3,000円増の14億6,853万6,000円です。

地方消費税交付金は、コロナ禍からの経済活動の正常化等による消費増を見込み、

5, 000万円増の4億1, 000万円としています。

地方交付税は、令和4年度に引き続き普通交付税交付団体となる見込みです。主に前年度の法人町民税の減に伴う基準財政収入額の減少、及び光熱費の高騰を踏まえた基準財政需要額の増加により、普通交付税は6, 300万円増の4億1, 100万円とし、特別交付税を加えた地方交付税全体では4億3, 100万円の交付を見込んでいます。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種に対する財政措置が令和4年度までであったことなどから、1, 610万1, 000円減の9億1, 722万8, 000円を見込んでいます。

県支出金は、神奈川県小児医療費助成事業費補助金の助成対象の拡大等により、2, 763万5, 000円増の4億9, 792万6, 000円を見込んでいます。

繰入金は、財政調整基金の繰入れを含め6つの基金からの繰入れを行います。全体では2, 243万4, 000円増の2億2, 488万7, 000円としています。

町債は2, 580万円増の6億1, 880万円としています。主な内訳としては、地方交付税の代替措置である臨時財政対策債は前年度より1億2, 200万円減の2億2, 500万円、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業債は3億4, 190万円としています。

歳出では、引き続き中長期的な視点を踏まえた持続可能な町政運営の実現に取り組むため、選択と集中による効率的な事業推進に努めております。

目的別では、総務費は町民センター改修工事実施設計及び統一地方選挙の実施などにより、1億4, 678万円増の11億2, 661万1, 000円です。

民生費は、障害者福祉及び児童福祉に係る扶助費の伸びなどにより、1億2, 800万4, 000円増の22億9, 949万7, 000円です。

農林水産業費は、人・農地プランの法定化に伴う地域計画の策定に向けた意識調査などにより、1, 255万2, 000円増の6, 016万7, 000円です。

消防費は、山北出張所の建設に伴う小田原市への常備消防事務委託料などの増により、2, 096万8, 000円増の3億7, 382万7, 000円です。

教育費は、令和4年度に文命中学校大規模改修工事を実施したため、前年度比1億4, 144万5, 000円減の7億1, 612万4, 000円です。

性質別では、人件費は、職員及び会計年度任用職員の増などにより、前年度比6, 767万5, 000円増の11億4, 407万8, 000円です。

物件費は、旧開成町営住宅四ツ角団地解体工事などにより、前年度比4, 578万3, 000円増の12億9, 296万4, 000円です。

扶助費は、自立支援給付費やこども医療費などの増により、前年度比1億282万円増の14億4, 352万7, 000円です。

補助費等は、ゼロカーボンシティ創成補助制度の拡充などにより、前年度比1億4, 550万7, 000円増の10億5, 850万円です。

普通建設事業費は、令和4年度に文命中学校大規模改修工事を実施したため、前年

度比1億3,639万9,000円減の3億1,042万2,000円です。

繰出金は、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計において町債を活用することなどにより、前年度比4,860万5,000円減の9億2,941万7,000円です。

特別会計では、国民健康保険特別会計は、高額療養費の増や出産育児一時金の増額への対応などにより、前年度比5,465万円の増、16億2,660万1,000円です。

介護保険事業特別会計は、要支援・要介護者の増などにより、前年度比6,896万4,000円増の13億109万4,000円です。

給食事業特別会計は、給食材料費の高騰により、前年度比1,191万7,000円増の1億1,266万3,000円です。

後期高齢者医療事業特別会計は、被保険者数の増などにより、前年度比214万3,000円増の2億6,384万6,000円です。

駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計は、事業用地の先行取得などにより、前年度比3億8,354万1,000円増の9億6,300万4,000円です。

水道事業特別会計は、水道施設の設備等更新費などの増により、前年度比2,930万円増の4億6,375万6,000円です。

下水道事業特別会計は、酒匂川流域下水道維持管理負担金などの増により、前年度比4,787万1,000円増の8億4,988万9,000円です。

それでは、令和5年度予定事業の概要について、第五次開成町総合計画の8つの基本政策に沿って申し上げます。

#### 1、町民主体の自治と協働を進めるまち。

多様化、高度化する町民のニーズに対応し、新たな公共サービスの創出や地域の課題解決に果たす町民公益活動の役割が増していることから、町民活動団体への支援を通じて町民公益活動の活性化を図っていく必要があります。町民の協働活動の拠点である町民活動サポートセンターを活用し、従来から活動する団体と新しい団体がつながり、新たな協働が生まれるような仕組みづくりを通じて町民主体のまちづくりを推進します。

協働のまちづくりを推進するため、町民公益活動団体等が自発的、自主的に実施する事業に対し、補助金を交付する制度を創設します。また、団体の円滑な活動やメンバーの質向上のため、協働のまちづくり講座を開催します。

#### 2、未来を担う子どもたちを育むまち。

次世代の社会を担う子どもを安心して産み育てられるように、町ぐるみで地域活力を生かした子育て支援を積極的に推進します。

子どもの医療費に係る保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりをさらに推進するため、こども医療費助成の対象を18歳まで拡大し所得制限を撤廃いたします。国が創設した出産・子育て応援交付金を活用し、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産し子育てができるよう、妊娠期から出産、子育て期までを切

れ目なく身近で支援する伴走型相談支援を行うとともに、出産・育児に係る費用の負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を支給いたします。

聴覚障害の早期発見、早期支援につなげるため、新生児聴覚検査に必要な費用の一部を助成いたします。また、健やかな育児を行うための支援として、出産後に心身の不調や育児不安等を抱える母親とその子を対象に、医療機関や助産院による産後ケア事業を実施いたします。

リニューアルによって広がった駅前子育て支援拠点では、子育て中の方が集まり、相談ができ、つながる場として、子育て支援センターとファミリーサポートセンターが連携し、妊娠期から子育て期までを通じて切れ目なく子育て中の家庭を支援いたします。

庁内各課が保有する子どもに関する様々なデータを連携し、潜在的に支援が必要な家庭の早期発見、早期支援につなげるためのシステムを構築いたします。

子どもたちの読書活動の推進を図るため、現在小学校に配備している1人1台タブレット端末を利用しデジタル図書を導入いたします。また、児童・生徒によるタブレット端末の持ち帰り学習を想定し、児童・生徒、保護者等を対象とする情報モラル教育を実施し、安全にタブレット端末を使用するためのルール徹底を図ります。

園児、児童・生徒が在校中に被災した場合を想定し、各園・学校に備蓄食料を整備いたします。開成小学校では、中庭の改修工事を実施します。開校150周年という節目に当たるため、在校児童には記念となるようデザイン等による参画を予定しています。

### 3、健康を育み町民がいきいきと暮らせるまち。

全ての町民が健康意識を向上させ、かつ健康的な生活習慣を実践することにより健康寿命の延伸を図ります。これまで平日のみの実施としていた乳がん・子宮頸がん集団検診を土曜日にも実施することで、町民の利便性及び受診率の向上を図ります。また、健診ごとに発送し複雑化していた特定健診やがん検診等の受診券を一体化し、適切な受診勧奨を行います。

現在定期接種の対象となっている2価と4価のHPVワクチンに加えて、9価のHPVワクチンの定期接種を実施いたします。また、子宮頸がんワクチンに係る副反応への懸念から接種機会を逃した方に対して、キャッチアップ接種を実施いたします。

高齢者が地域で健康的な生活を送ることができるよう、保健事業と介護予防事業の一体的な取組をいたします。健康診査やフレイルチェックの結果により高齢者の健康状態を把握し、ハイリスク者への個別支援や地域の通いの場においてフレイル予防の啓発などを行うことで疾病の重症化を予防し、健康寿命の延伸を目指します。

生涯学習の拠点である町民センターは、竣工から36年が経過し、空調等、各種設備が老朽化していることから、改修工事のための実施設計を行います。

### 4、安全で安心して暮らせるまち。

切迫性が指摘されている地震、風水害等の災害対策として、防災行政無線を町LINE公式アカウントと連携し、LINEによる防災行政無線の放送内容と災害情報等



を配信することにより情報手段の多重化を図ります。

消防団については、消防力の維持・向上のため、老朽化した消防用ホースを更新します。防災に関する知識や技術を取得する防災講座の開催に加え、災害時に指揮を執れる防災リーダーを育成するため、自治会との協働による地域防災リーダー養成講座を引き続き開催し自主防災会の強化を図ります。また、認定したリーダーに対し、スキルアップ講座を開催いたします。

地域防災計画に基づき、災害時の避難所対策に必要な備蓄食料や防災資機材を計画的に整備・更新します。火災や地震発生時における出火被害の減少、及び自助による町民の防災力の向上を目的として、家庭用消火器の購入費用の一部を助成する制度を創設いたします。

防犯対策では、自治会からの要望に基づき防犯灯を増設するとともに、防犯パトロールを実施している町民有志で構成する安全サポーター等の地域防犯組織と連携しながら防犯体制を強化します。

交通安全対策としては、引き続き交通指導隊及び警察と連携した街頭での交通安全指導を実施します。また、子どもたちの交通安全意識の向上を図るため、小学4年生を対象とした自転車運転免許証の交付事業や園児を対象とした安全な通行の仕方を学ぶ交通安全教室を実施いたします。

#### 5、自然が豊かで環境に配慮するまち。

近年、猛暑や豪雨などの異常気象による災害が国内外で増加し、世界的に気候危機と呼ばれるほど極めて切迫した状況になっており、この異常気象の原因とされる地球温暖化に対して、ゼロカーボンシティを表明している本町においても対策の段階を引き上げていく必要があります。2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを実現することを目的に創設した開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度について、令和4年度に国重点対策加速化事業の活用により国の住民向けの補助金を町の補助金と合算して交付できるようにしたことは、全国の市町村で初の事例となりました。

令和5年度は、開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度を拡充し、これまでのゼロエネルギーハウス等の導入、既存住宅への創エネ・省エネ・蓄エネ機器の設置、電気自動車への移行やソーラーカーポートの導入への補助に加え、中小企業における創・省・蓄エネ設備等の導入を後押しするための借入金の利子補給事業を追加いたします。また、取組をさらに加速化させるため、開成町ゼロカーボンシティ創成パートナー企業との連携を図ります。

脱炭素社会の実現に向けて、地域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガス排出量削減のための具体的施策、及びその実施の目標に関する事項を定める地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定いたします。

きれいで美しいまちづくりのため、町民、事業者、団体などと連携し、地域の環境美化運動として引き続きかいせいクリーンデーを実施し、環境美化の啓発に努めます。

#### 6、都市の機能と景観が調和するまち。

良好な市街地の形成及びインフラの整備による都市機能の強化を図るため、駅前通

り線周辺地区土地区画整理事業を推進いたします。令和5年度は、土地売却検討者や区域外移転検討者を対象とした用地交渉や賃貸住宅の移転補償に係る建物調査を実施いたします。また、仮換地の指定に向けて、土地所有者の意見を計画的に反映するよう土地の再配置に向けた調整を進めます。あわせて、土地区画整理審議会を開催し、土地評価基準の決定や仮換地の指定などを行います。

駅前通り線の全線供用開始に向けて、2級河川、仙了川に架ける新橋の整備における詳細設計を実施いたします。

町営住宅の入居者が安全で安心して生活ができるよう、開成町営住宅長寿命化計画に基づき、円通寺団地の屋上防水及び外壁塗装工事を実施いたします。

町道については、安全で利用しやすい道路網の整備を計画的に推進します。榎本地区の町道204号線の用地買収及び道路改良工事、牛島地区の町道235号線の道路改良工事を実施いたします。また、町道舗装・維持整備計画や自治会要望に基づき、順次舗装、補修を進めます。

水路については、大雨等により増水した水を適正に流し災害を未然に防ぐため、榎本地区の水路整備工事を実施します。上水道については、安心して安定した水道水を供給できるよう榎下浄水場ポンプ盤更新工事等を実施し、計画的に改修を進めます。下水道については、汚水処理整備計画のアクションプランに基づき未整備区域の整備を進めます。また、将来にわたって安定的かつ持続的な下水道事業を運営するため、下水道使用料を改定いたします。

#### 7、個性豊かな産業と文化を育成するまち。

個性豊かな町の産業を育成するため、農業や商工業の活性化を図ります。農業については、地域農業を支える担い手の育成及び経済的支援を行うとともに、水田を活用した高付加価値型の農業を推進します。また、意欲ある生産者の経営能力開発を目的に神奈川県が実施するかながわ農業版MBA研修の修了者を対象とし、規模拡大や経営の高度化のため行う施設整備や機械導入に対して補助を行います。

今後、高齢化や人口減少の本格化による農業者の減少や、有機農地が拡大し地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されており、農地の集約化等に向けた取組を加速化する必要があります。そのため、人・農地プランが法定化されたことに伴い、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定に向けて意向調査等を行うとともに、農地中間管理事業を活用し農地の集約化等を進めます。

商工業については、コロナ禍での事業継続支援を目的とした各種融資制度が終了した受皿として、小口資金融資の限度額を拡大します。さらに、創業者利子補給等により中小企業支援を推進するとともに、あじさいまつりや阿波おどり等の開催により、町民相互の連携強化や都市住民との交流を通じた町内経済の活性化を図ります。

地域活性化事業として、開成町商工振興会と協働で「あじさいちゃんグッズ」を作成いたします。北部地域や町農産物の魅力を多くの方に知ってもらうため、収穫体験等を行う着地型観光ツアーを実施いたします。観光客等へのおもてなしや開成町のブランドを広く発信するため第8回開成町ブランド審査会を開催し、ブランド認定商品

の販路拡大等により商工振興や農業振興の促進を図ります。

8、効率的な自治体経営を進めるまち。

国・地方を通じたデジタルガバメントの推進の観点から、行政のデジタル化を通じた町民サービスの向上や業務の効率化を推進します。地方税共通納税システムに県町民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税の機能を追加し、パソコンやスマートフォンなどのインターネット環境を利用してクレジットカードやインターネットバンキング等による納税を可能とするなど、電子納付を拡充いたします。

町LINE公式アカウントでは、登録者への一斉配信だけでなく、登録者が自分に合った行政情報を選択できるセグメント配信の機能を追加いたします。

庁内研修の開催、派遣研修やウェビナーの活用等により、職員の能力・資質の向上に取り組みます。民間企業派遣型の接遇研修を活用し引き続き接遇力の向上に取り組むとともに、主体的、計画的な能力開発を支援するためキャリアデザイン研修や人材マネジメント研修を実施いたします。

結びになりますが、新型コロナウイルス感染症の発生から3年がたっている中、感染対策の徹底と社会経済活動を両立させる動きが段階的に進み、地域社会が少しずつにぎわいを取り戻し、経済においても緩やかな回復基調を維持することが見込まれています。一方で、長引くコロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻など、世界情勢の混乱による急激な原油価格・物価高騰が町民生活に大きな打撃を与えています。

このような状況を踏まえ、本町としては、今後も町民の健康と安全を第一としつつ、地域経済や雇用、町民生活を守るために全力で尽くすとともに、総合計画第2期実施計画に基づいて将来都市像の実現に向けた施策を着実に推進していきます。また、ポストコロナの新時代を見据えながら、開成町のよりよい未来のために次代へバトンをつないでいくため、令和7年度からを計画期間とする次期総合計画の策定を町民参画により進めてまいります。新年度の施策を進めるに当たり、議会の皆様には一層のお力添えをいただきますよう、よろしく願いいたします。

最後に、私ごとになりますが、今期をもちまして町長職を退かせていただきます。私が町長に就任した平成23年4月の時点で、人口増加率及び出生率は県内市町村でトップという形で引継ぎを受けました。私は先人の方々のまちづくりをさらに進化すべく、子育て支援の充実や安心・安全の防災拠点となる新庁舎建設などに取組をいたしました。その結果、人口は増え続け、在任中の平成27年、令和2年の国勢調査においても人口増加率及び出生率が県内市町村でトップとなり、子どもたちの元気な声が響き渡る元気な町として成長させることができました。

この一貫した人口増加は町の税収の増加につながっており、様々な施策を充実させる好循環を生み出すことができました。皆様の大きな御支援、御協力をいただいたことで、12年間、開成町のかじ取りを担わせていただくことができました。心から感謝申し上げます。

以上で令和5年度開成町当初予算並びに町政運営に対する所信の説明とさせていただきます。どうぞ御審議、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

町長による説明が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了しました。

明日は一般会計から順次細部説明を行います。細部説明に入りますので、三役の方の出席は結構です。

本日は、これにて散会をいたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2 時 3 1 分 散会